【別紙】

（改定日　令和８年11月18日）

水産制度資金　金利一覧表

（単位：%）

資金名・区分・種類					改定後			改定前		
	区分	融資機関※2	資金の種類	内容	基準金利	貸付金利	利子補給率	基準金利	貸付金利	利子補給率
漁業近代化資金※1	個人施設等	上段：漁協・信漁連 （下段：農林中金）	１号資金（漁船）	総トン数20トン以上130トン未満	4.45 (4.25)	3.20 (3.20)	1.25 (1.05)	4.65 (4.45)	3.40 (3.40)	1.25 (1.05)
			１号資金（漁船）	総トン数20トン未満	4.45 (4.25)	3.20 (3.20)	1.25 (1.05)	4.65 (4.45)	3.40 (3.40)	1.25 (1.05)
			２号資金（施設）	漁船漁具保管修理施設等						
			３号資金（機具）	漁場改良造成用機具等						
			４号資金（漁具）	漁具又は養殖いかだ等						
			５号資金（種苗・育成）	水産動植物の種苗購入又は育成						
			６号資金（環境整備施設）	有線放送施設等（漁協等のみ）						
			７号資金（大臣指定）	農林水産大臣が指定する資金						
	共同利用施設	上段：信漁連・農林中金 （下段：漁協）	１号資金（漁船）	リース漁船	3.60 (4.45)	3.20 (3.20)	0.40 (1.25)	3.80 (4.65)	3.40 (3.40)	0.40 (1.25)
			２号資金（施設）	漁船漁具保管修理施設等						
			３号資金（機具）	漁場改良造成用機具等						
			６号資金（環境整備施設）	有線放送施設等（漁協等のみ）						
			７号資金（大臣指定）	農林水産大臣が指定する資金						
漁業経営維持安定資金		漁協 信漁連 農林中金 銀行 信用金庫	漁業経営が困難となっている漁業者の経営再建のため緊急に必要な固定化債務の整理資金							
				・　沿岸	4.45	3.20	1.25	4.65	3.40	1.25
				・　以西底びき網漁業又はかつお・まぐろ漁業（総トン数20トン以上120トン未満）	4.45	3.65	0.80	4.65	3.85	0.80
漁業経営再建資金		漁協 信漁連 農林中金 銀行 信用金庫	漁業経営が極めて困難となっている漁業者の経営再建のための負債整理資金		4.45	2.00	0.15 関係機関負担分 2.30	4.65	2.00	0.15 関係機関負担分 2.50
水産加工経営改善促進資金（水産加工業経営安定資金）		漁協 信漁連 水加協 農林中金	水産加工品の原材料供給不足等により水産加工場の操業に影響を受けた水産加工業者の経営安定に必要な借換資金							
				・　従業員100人以下	4.45	3.20	1.25	4.65	3.40	1.25
				・　従業員100人超、組合	4.45	3.65	0.80	4.65	3.85	0.80
漁業経営改善促進資金		信漁連 農林中金 銀行 信用金庫 信用協同組合	漁業信用基金協会が調達する資金と漁協系統資金や民間資金の協調融資により、認定漁業者が改善計画に基づく改善をするために必要な運転資金（２倍協調資金）		—	2.20	—	—	2.20	—

※１　・　鹿児島県漁業近代化資金利子補給金交付要綱第２条関係
　　・　鹿児島県漁業近代化資金制度実施要領第２の３(1)関係

※２　・　融資機関に示す漁協は水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第11条第１項第３号の事業を行う漁業協同組合
　　・　融資機関に示す水加協は水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第93条第１項第１号の事業を行う水産加工業協同組合